

# 告 示

## 埼玉県告示第千百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション）（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十七年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン

三 代表者の氏名

太田 久美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十五番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、悩みを持つ子どもたちや話を聴いてほしい子どもたちの声を受けとめ、自律を助けるヘルpline「子ども電話」の開設をすると共に、地域で子どもたちをサポートしていくこうとする大人たちの輪を広げていくための事業を行い、もって子どもの健やかな成長のための社会基盤づくりに寄与することを目的とする。